

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107ール・年	支払方法		
			登記簿面積 m ²						
1	福田 明	鳥取市国府町吉野 509	田	4,495.00	賃借権 水田	2年 8か月 令和01年08月01日 令和04年03月31日	4,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		鳥取市国府町吉野 553	田	2,640.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市国府町吉野 577	田	1,564.00	賃借権 水田		1,000		
				3 件 計 8,699.00					
2	株式会社 あめかわ農園 (B:定款等を省略)	鳥取市久末 103	田	1,383.00	賃借権 水田	9年 11か月 令和01年08月01日 令和11年06月30日	4,520	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		鳥取市久末 279-1	田	875.00	賃借権 水田		4,229		
		鳥取市久末 279-2	田	1,041.00	賃借権 水田		4,707		
		鳥取市古郡家 276-3	田	1,572.00	賃借権 水田		3,995		
				4 件 計 4,871.00					
3	農事組合法人 ファームかみだん	鳥取市上原 25	田	1,943.00	賃借権 水田	8年 7か月 令和01年08月01日 令和10年02月29日	5,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		鳥取市上原 26	田	1,848.00	賃借権 水田		5,000		
		鳥取市上原 28	田	974.00	賃借権 水田		5,000		
		鳥取市上原 29	田	1,840.00	賃借権 水田		5,000		
		鳥取市上原 30	田	1,932.00	賃借権 水田		5,000		
		鳥取市上原 31	田	2,917.00	賃借権 水田		5,000		
		鳥取市上原 32	田	3,040.00	賃借権 水田		5,000		
		鳥取市上原 33	田	2,910.00	賃借権 水田		5,000		
		鳥取市上原 34	田	1,926.00	賃借権 水田		5,000		
		鳥取市上原 35	田	943.00	賃借権 水田		5,000		

鳥取市上原 36	田	2,921.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上原 50	田	3,016.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上原 55	田	951.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上原 71-1	田	1,257.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上原 744	田	1,193.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上原 745-2	田	1,067.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上原 746	田	1,200.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上原 751-1	田	1,092.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上原 751-2	田	1,161.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上原 752-2	田	967.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上原 767-3	田	584.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上原 768-2	田	547.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 115-1	田	1,186.00 (内 400.00)	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 131-1	田	1,694.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 131-2	田	2,427.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 135	田	1,673.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 137-1	田	600.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 137-2	田	1,581.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 138	田	2,032.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 139	田	1,282.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 140-1	田	1,619.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 156	田	1,080.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 161	田	1,516.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 162	田	1,702.00	賃借権 水田	5,000

鳥取市上段 194-1	田	3,106.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 195-1	田	2,822.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 195-2	田	800.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 196-1	田	1,900.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 196-2	田	776.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 196-3	田	300.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 198-1	田	3,321.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 208	田	4,154.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 209	田	3,981.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 210	田	3,537.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 211	田	2,516.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 212-1	田	2,462.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 213-1	田	1,524.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 219	樹園地	1,307.00	賃借権 樹園地	5,000
鳥取市上段 220-1	田	2,876.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 246-1	田	1,470.00	賃借権 水田	5,000
		(内 1,415.00)		
鳥取市上段 246-2	田	3,727.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 247-1	田	1,550.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 247-2	田	835.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 247-3	田	3,186.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 249-1	田	374.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 249-2	田	900.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 249-3	田	1,000.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 250-1	田	2,944.00	賃借権 水田	5,000

鳥取市上段 250-2	田	3,654.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 250-4	田	2,400.00	賃借権 水田	5,000
	(内	1,400.00)		
鳥取市上段 251-4	田	2,548.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 312	樹園地	1,201.00	賃借権 樹園地	5,000
鳥取市上段 313	樹園地	3,453.00	賃借権 樹園地	5,000
鳥取市上段 324-2	田	640.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 325	田	1,851.00	賃借権 水田	5,000
	(内	1,500.00)		
鳥取市上段 327-1	田	1,365.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 328	田	3,463.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 329	田	2,097.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 330	田	3,086.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 331	田	3,140.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 332	田	4,228.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 337	田	3,061.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 338	田	1,591.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 340-1	田	2,920.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 342-1	田	3,184.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 345-1	田	1,600.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 345-2	田	1,500.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 346-1	田	2,116.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 347-1	田	4,294.00	賃借権 水田	5,000
鳥取市上段 348-1	樹園地	2,779.00	賃借権 樹園地	5,000
	(内	2,683.00)		
鳥取市上段 348-2	樹園地	3,034.00	賃借権 樹園地	5,000

		鳥取市上段 349 鳥取市上段 395 鳥取市上段 396 鳥取市上段 397 鳥取市上段 398	田 2,657.00 田 2,037.00 田 2,396.00 田 530.00 田 1,600.00 86 件 計 174,414.00 (内 172,126.00)	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田		5,000 5,000 5,000 5,000 5,000		
4	福田 邦宏	鳥取市国府町広西 617 鳥取市国府町広西 618	田 1,827.00 田 2,133.00 2 件 計 3,960.00	賃借権 水田 賃借権 水田	9年 8か月 令和01年08月01日 令和11年03月31日	2,000 3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
5	さわだ農産 合同会社 (B:定款等を省略)	鳥取市国府町山根 55 鳥取市国府町山根 56 鳥取市国府町山根 57	田 542.00 田 2,209.00 田 2,152.00 3 件 計 4,903.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	5年 8か月 令和01年08月01日 令和07年03月31日	1,000 3,000 3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
6	さわだ農産 合同会社 (B:定款等を省略)	鳥取市国府町中郷 784 鳥取市国府町中郷 785	田 1,200.00 田 3,000.00 2 件 計 4,200.00	賃借権 水田 賃借権 水田	9年 8か月 令和01年08月01日 令和11年03月31日	2,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
7	門脇 晴美	鳥取市気高町上光 1107 鳥取市気高町上光 1325 鳥取市気高町上光 1433 鳥取市気高町上光 1435 鳥取市気高町上光 1436	田 3,845.00 (内 1,922.50) 田 2,996.00 田 3,065.00 田 2,210.00 田 1,857.00 5 件 計 13,973.00 (内 12,050.50)	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	9年 11か月 令和01年08月01日 令和11年06月30日	6,242 1,975 1,975 1,975 1,975	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

8 門脇 晴美	鳥取市気高町上光 1129	田	3,685.00	使用貸借 水田	9年 11か月 令和01年08月01日 令和11年06月30日	0	—	—
	鳥取市気高町上光 1157	田	2,395.00	使用貸借 水田		0		
	鳥取市気高町上光 1169	田	2,991.00	使用貸借 水田		0		
	鳥取市気高町上光 1170	田	2,103.00	使用貸借 水田		0		
	鳥取市気高町上光 1216	田	2,271.00	使用貸借 水田		0		
	鳥取市気高町上光 1218	田	3,067.00	使用貸借 水田		0		
	鳥取市気高町上光 1289	田	2,966.00	使用貸借 水田		0		
	鳥取市気高町上光 1330	田	1,268.00	使用貸借 水田		0		
			8 件 計 20,746.00					
9 門脇 晴美	鳥取市気高町上光 1130	田	1,723.00	賃借権 水田	9年 11か月 令和01年08月01日 令和11年06月30日	玄米30kg	物納	—
	鳥取市気高町上光 1131	田	3,943.00	賃借権 水田		玄米30kg		
	鳥取市気高町上光 1171	田	2,985.00	賃借権 水田		玄米30kg		
	鳥取市気高町上光 1172	田	1,714.00	賃借権 水田		玄米30kg		
	鳥取市気高町上光 1187	田	3,161.00	賃借権 水田		玄米30kg		
	鳥取市気高町上光 1217	田	4,299.00	賃借権 水田		玄米30kg		
	鳥取市気高町上光 1227	田	1,995.00	賃借権 水田		玄米30kg		
	鳥取市気高町上光 1268	田	3,081.00	賃借権 水田		玄米30kg		
	鳥取市気高町上光 1275	田	1,448.00	賃借権 水田		玄米30kg		
	鳥取市気高町上光 1278	田	3,180.00	賃借権 水田		玄米30kg		
	鳥取市気高町上光 1290	田	2,625.00	賃借権 水田		玄米30kg		
	鳥取市気高町上光 1297-1	田	2,103.00	賃借権 水田		玄米30kg		
	鳥取市気高町上光 1297-2	田	1,122.00	賃借権 水田		玄米30kg		
	鳥取市気高町上光 1323	田	2,153.00	賃借権 水田		玄米30kg		
	鳥取市気高町上光 1324	田	2,413.00	賃借権 水田		玄米30kg		
	鳥取市気高町上光 1327	田	2,879.00	賃借権 水田		玄米30kg		

		鳥取市気高町上光 1328 鳥取市気高町上光 1329 鳥取市気高町上光 1365 鳥取市気高町上光 1367 鳥取市気高町上光 1378 鳥取市気高町上光 1379 鳥取市気高町上光 1380 鳥取市気高町上光 1381 鳥取市気高町上光 1401 鳥取市気高町上光 1404 鳥取市気高町上光 1421	田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	2,425.00 3,124.00 3,300.00 1,280.00 3,398.00 1,511.00 2,519.00 2,103.00 4,674.00 2,013.00 543.00 27 件 計 67,714.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田		玄米30kg 玄米30kg 玄米30kg 玄米30kg 玄米30kg 玄米30kg 玄米30kg 玄米30kg 玄米20kg 玄米30kg 玄米30kg		
10	五十畑 隆	鳥取市青谷町大坪 749 鳥取市青谷町大坪 758	畑 畑	5,689.00 3,738.00 2 件 計 9,427.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	2年 11か月 令和01年08月01日 令和04年06月30日	11,000 11,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
11	谷口 芳和	鳥取市国府町高岡 1149 鳥取市国府町高岡 1150	田 田	3,248.00 882.00 2 件 計 4,130.00	賃借権 水田 賃借権 水田	4年 8か月 令和01年08月01日 令和06年03月31日	5,000 1,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
12	田中 将人	鳥取市国府町三代寺 813-A 鳥取市国府町三代寺 813-B	田 田	3,153.00 (内 3,058.00) 3,153.00 (内 95.00) 2 件 計 6,306.00 (内 3,153.00)	賃借権 水田 賃借権 農業施設用地	5年 8か月 令和01年08月01日 令和07年03月31日	5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

13	田中 将人	鳥取市国府町三代寺 600 鳥取市国府町三代寺 601	田 3,156.00 田 1,029.00 2 件 計 4,185.00	賃借権 水田 賃借権 水田	9年 8か月 令和01年08月01日 令和11年03月31日	5,000 2,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
14	中野 一夫	鳥取市国府町広西 575 鳥取市国府町町屋 856	田 2,360.00 田 1,959.00 2 件 計 4,319.00	賃借権 水田 賃借権 水田	9年 8か月 令和01年08月01日 令和11年03月31日	3,000 2,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
15	太田 泰雄	鳥取市国府町広西 603-1 鳥取市国府町広西 604-1	田 1,748.00 (内 1,479.00) 田 1,456.00 2 件 計 3,204.00 (内 2,935.00)	賃借権 水田 賃借権 水田	9年 8か月 令和01年08月01日 令和11年03月31日	2,000 2,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
16	トッリーアンドノーフ 株式会社 (B:定款等を省略)	鳥取市宮谷 362-2 鳥取市宮谷 469-2 鳥取市大柵 118 鳥取市大柵 137	田 924.00 田 1,299.00 田 2,000.00 田 2,000.00 4 件 計 6,223.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	4年 11か月 令和01年08月01日 令和06年06月30日	0 0 0 0	—	—
17	合同会社 グリーン農園	鳥取市有富 72 鳥取市有富 73-1 鳥取市有富 74 鳥取市有富 75 鳥取市有富 76-1 鳥取市有富 76-2	田 871.00 田 1,782.00 田 1,118.00 田 1,364.00 田 1,895.00 田 949.00 6 件 計 7,979.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和01年08月01日 令和04年07月31日	3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

18	西根 祐輔	鳥取市徳尾 434-1 鳥取市徳尾 452 鳥取市徳尾 466 鳥取市徳尾 467-7	田 1,500.00 田 3,858.00 田 3,037.00 田 4,135.00 (内 4,082.00) 4 件 計 12,530.00 (内 12,477.00)	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	8年 9か月 令和01年08月01日 令和10年04月30日	3,000 3,000 3,000 3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
19	さわだ農産 合同会社 (B:定款等を省略)	鳥取市国府町高岡 1091 鳥取市国府町高岡 1092 鳥取市国府町美歎 1012-1 鳥取市国府町美歎 1037 鳥取市国府町美歎 1064-1 鳥取市国府町美歎 1064-2 鳥取市国府町美歎 1065-1 鳥取市国府町美歎 944-1	田 1,962.00 田 100.00 田 654.00 田 2,749.00 田 289.00 田 383.00 田 2,322.00 田 672.00 8 件 計 9,131.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	8年 3か月 令和01年08月01日 令和09年10月31日	3,135 3,000 3,000 6,500 3,000 3,000 6,500 3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
20	さわだ農産 合同会社 (B:定款等を省略)	鳥取市国府町美歎 924-1 鳥取市国府町美歎 925-1	田 1,449.00 田 1,477.00 2 件 計 2,926.00	賃借権 水田 賃借権 水田	8年 4か月 令和01年08月01日 令和09年11月30日	2筆で玄米66kg	物納	—
21	さわだ農産 合同会社 (B:定款等を省略)	鳥取市国府町美歎 1034 鳥取市国府町美歎 926-1 鳥取市国府町美歎 929-1	田 303.00 田 1,082.00 田 1,370.00 3 件 計 2,755.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	8年 3か月 令和01年08月01日 令和09年10月31日	3筆で玄米60kg	物納	—

22	さわだ農産 合同会社 (B:定款等を省略)	鳥取市国府町美歎 1013-1 鳥取市国府町美歎 1020-1 鳥取市国府町美歎 1040 鳥取市国府町美歎 1055-1 鳥取市国府町美歎 969	田 2,358.00 田 1,003.00 田 2,482.00 田 1,919.00 田 1,655.00 (内 1,615.00) 5 件 計 9,417.00 (内 9,377.00)	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	8年 3か月 令和01年08月01日 令和09年10月31日	玄米77kg 玄米23kg 玄米81kg 玄米43kg 玄米37kg	物納	—
23	さわだ農産 合同会社 (B:定款等を省略)	鳥取市国府町美歎 1035 鳥取市国府町美歎 1036	田 439.00 田 900.00 2 件 計 1,339.00	賃借権 水田 賃借権 水田	8年 3か月 令和01年08月01日 令和09年10月31日	2筆で玄米30kg	物納	—
24	さわだ農産 合同会社 (B:定款等を省略)	鳥取市国府町美歎 1062-1 鳥取市国府町美歎 1063-1	田 2,373.00 田 1,758.00 2 件 計 4,131.00	賃借権 水田 賃借権 水田	8年 3か月 令和01年08月01日 令和09年10月31日	2筆で玄米115kg	物納	—
25	さわだ農産 合同会社 (B:定款等を省略)	鳥取市国府町美歎 1053-1 鳥取市国府町美歎 1054-1	田 2,855.00 田 622.00 2 件 計 3,477.00	賃借権 水田 賃借権 水田	8年 3か月 令和01年08月01日 令和09年10月31日	2筆で玄米102kg	物納	—
26	さわだ農産 合同会社 (B:定款等を省略)	鳥取市国府町町屋 454-2 鳥取市国府町美歎 1029-1 鳥取市国府町美歎 1029-2 鳥取市国府町美歎 1030	田 367.00 田 741.00 田 1,606.00 田 1,570.00 4 件 計 4,284.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	8年 3か月 令和01年08月01日 令和09年10月31日	4筆で玄米88kg	物納	—

27	さわだ農産 合同会社 (B:定款等を省略)	鳥取市国府町町屋 429-1 鳥取市国府町町屋 429-4 鳥取市国府町美歎 1060-1	田 426.00 田 495.00 田 2,405.00 3 件 計 3,326.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	8年 3か月 令和01年08月01日 令和09年10月31日	3筆で玄米92kg	物納	—
28	家根 宗継	鳥取市菖蒲 415 鳥取市菖蒲 669	田 2,059.00 (内 1,890.00) 田 3,201.00 2 件 計 5,260.00 (内 5,091.00)	賃借権 水田 賃借権 水田	6年 8か月 令和01年08月01日 令和08年03月31日	2,000 2,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
29	株式会社 あめかわ農園 (B:定款等を省略)	鳥取市広岡 180-2 鳥取市広岡 181-6	田 1,822.00 田 1,430.00 2 件 計 3,252.00	賃借権 水田 賃借権 水田	6年 11か月 令和01年08月01日 令和08年06月30日	3,000 3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
30	合同会社 グリーン農園	鳥取市鹿野町鹿野 1117-1 鳥取市鹿野町鹿野 1117-2 鳥取市鹿野町鹿野 1118	田 1,299.00 田 1,404.00 田 1,874.00 3 件 計 4,577.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 10か月 令和01年10月01日 令和04年07月31日	玄米39kg 玄米42kg 玄米56kg	物納	—

1 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

A (略)

B 公告があった他の農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行おうとする場合であって内容に変更がない場合。

(以下 略)

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃貸借の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。